

## 大子町水郡線パークアンドライド推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水郡線の利用促進を図るため、自動車から水郡線に乗り換えて通勤し、又は通学する者に対し、その者に係る月極駐車場の使用料（以下「使用料」という。）について、予算の範囲内において水郡線パークアンドライド推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期券 東日本旅客鉄道株式会社が発行する下野宮駅、常陸大子駅、袋田駅、上小川駅又は西金駅を起点とする定期乗車券をいう。
- (2) 月極駐車場 前号に規定する定期券に記載された駅付近にある1か月単位で契約する駐車場をいう。
- (3) 手当等 町以外の者から支給される月極駐車場の使用に係る手当その他これに準ずる手当をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定期券を所持する者
- (2) 月極駐車場を契約し、自身で使用する者

2 前項の規定にかかわらず、大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者は、補助対象者とししない。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、定期券の有効期間と同一の車両1台分の使用料とする。ただし、1月に満たない期間がある場合は、1月当たりの使用料の額を30で除した額に1月に満たない期間の日数を乗じ

た額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費の算定期間は、補助金の交付申請日が属する年度の範囲内とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から手当等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき一の年度において1回を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水郡線パークアンドライド推進事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 月極駐車場の契約書の写し
- (2) 使用料の支払いを証明する書類（領収書等）の写し
- (3) 定期券の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の省略)

第7条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

水郡線パークアンドライド推進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

太子町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
連絡先

㊟

水郡線パークアンドライド推進事業補助金の交付を受けたいので、太子町水郡線パークアンドライド推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、当該申請に係る交付の決定があったときは、下記金額を請求します。

定期券	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	乗車区間	~
月極駐車場	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	駐車場名	
	所在地	
補助対象経費 (A)		円
手当等の額 (B)		円
交付申請 (請求) 額 (対象経費の2分の1)		円 ( (A - B) × 1/2 )
添付書類	(1) 月極駐車場の契約書の写し (2) 月極駐車場の使用料の支払いを証明する書類 (領収書等) の写し (3) 定期券の写し (4) その他町長が必要と認める書類	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	